平成30年度 神奈川県社協市町村社協部会 支え合いの地域づくり推進モデル事業 実施要領

1 趣旨

介護保険法改正による新しい地域支援事業において、介護予防・日常生活支援総合事業が各市町村で順次開始され、住民参加による生活支援サービスの充実とともに、包括的支援事業に位置づけられた生活支援体制整備事業では、多様な主体によるネットワークの構築が進められています。また、社会福祉法等改正では、地域包括ケアシステムの強化、地域共生社会の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備などの方向が示されています。

当モデル事業では、平成30年度 市町村社協部会事業計画における4つの重点事項を基に、社協の特性(住民や行政、関係機関・団体等とのネットワークによる取り組み)を活かした住民主体の支え合いの地域づくり推進を目的に、モデル事業実施の支援(市町村社協支援)に取り組みます。

2 対象となる実践

住民による地域の生活ニーズ・生活課題の把握、解決に向けた話し合い、活動の展開を通し、 見守りや支え合いの関係づくりを図る実践およびその推進を担う社協の地域支援機能強化に向け た実践。具体的には次のような取り組みを対象とします。

(1) 小地域福祉活動の推進

身近な地域(自治会や小学校区など)において、地域ニーズ・課題に応じた効果的な地域福祉活動の展開を図るための住民の主体的参加による地域アセスメント(地域の生活課題や資源情報の把握、明確化、分析、目標設定)や活動の計画化(小地域福祉活動計画)等の取り組み。

(2) 地域包括ケアの推進

介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業に位置づけられた生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置)等、地域包括ケアの推進に向けた検討の 場づくりや学習等に係る取り組み。

(3)総合相談機能の強化に向けた取り組み

生活困窮者自立支援法の関連事業や、社会福祉法人制度改革に伴う地域における総合的な取り組み(福祉施設との連携等)も視野に、社協の相談窓口の統合化、アウトリーチ(地域に出向くこと)の徹底、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題の発見を地域住民と専門職との協働で展開する「総合相談」機能の拡充等に係る取り組み。

(4) ボランティアセンター機能の強化に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの構築を視野に、地域課題の解決に向け、地域住民の社会参加や多機関連携等を促進する取り組み、住民主体の包括的生活支援に係る実践や社会的孤立や排除をなくすための福祉教育・ボランティア学習の進展など、社協のボランティアセンター機能を総合的に高める、安定したボランティアコーディネートの実践を展開する取り組み。

(5) その他

社協の組織運営基盤強化に向けた財源確保や職員育成等の取り組み

【参考】平成 30 年度 市町村社協部会事業計画・「市町村社協部会における重点事項」

- (1) 市町村社協の総合相談・生活支援機能の強化
- (2) 市町村社協のボランティアセンター機能の強化(日常生活圏域等における住民主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進)
- (3) 災害時支援を視野においた関係機関・団体との連携・協働の推進
- (4)地域福祉活動計画、社協発展・強化計画等の強化、充実

3 対象(実施主体)

県内の市町村社協単独の実践を基本としますが、複数の市町村社協による申請も可能とします(この場合は、別途、実施体制、役割分担等を示す書類を添付してください)。政令市社協の場合は、複数の区社協・地域事務所等と協働する取り組みを基本とします(申請は政令市社協単位)。

4 助成の内容

「2 対象となる実践」(1)~(5)のいずれかに該当する取り組みに対し、20万円を上限に必要な経費 の助成を市町村社協部会予算の範囲内で行います(1万円以上を自社協負担とする)。

◆助成対象となる経費 対象経費(科目)

事業実施に必要な以下の経費

- ・諸謝金(講師等への謝礼 ※但し自社協職員が講師の場合の謝礼は除く)
- ・旅費交通費 (講師等の交通費)
- · 印刷製本費 (資料印刷経費等)
- ・通信運搬費(切手、はがき代等)

- 会議費(研修会講師等の食事、お茶代等)
- · 消耗器具備品費(印刷用紙、文房具等)
- · 賃借料(会場使用料等)
- 保険料(傷害保険料等)
- · 手数料 (送金手数料等)

※ただし、人件費、介護保険法、または障害者総合支援法に基づいて実施する事業等と重複する経費、行政または他民間団体からの助成・委託事業等と重複する経費は対象外とする。

5 関係書類

- (1)様式1 平成30年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 助成金交付申請書 ※申請時
- (2)様式2 平成30年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 事業計画・収支予算書 ※申請時
- (3)様式3 平成30年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 実績報告書 ※報告時
- (4)様式4 平成30年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 事業概要・収支決算書 ※報告時
- (5) 様式 5 平成 30 年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 変更・中止申請書 ※事業変更時
- (6) 平成30年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 県社協IP掲載用報告書 ※報告時
- (7) その他、成果物等 ※報告時

6 申請・事業実施・報告等にかかる手続き

次の方法により申請、事業実施、報告等を行うものとします。

項目	1. 地域づくり実践助成事業
申請から決	a. 応募:所定の申請書類(「様式 1, 2」)を提出。
定、報告まで	\downarrow
の流れ	b. 選考:提出書類を基に事務局にて選考。
	※必要に応じてヒアリング(部会予算を上回る申請があった場合の調整等)
	\downarrow
	c. 通知: 選考結果の通知(文書)。実施決定先には助成金の交付。
	\downarrow
	※必要に応じて事業の進捗状況等を確認。
	d. 実施地域は年度内に事業を終了し、報告書類(「様式 3, 4」、「県社協 HP 掲載用報告
	書」、成果物)を提出する。
事業実施期間	平成 30 年度内 (平成 31 年 3 月 31 日まで)
変更・中止	事業内容の変更・中止の場合は、速やかに事務局まで連絡し、「様式5」を提出。
申請書	平成 30 年 6 月 20 日 (水) 必着
提出期限	十成 50 中 6 月 20 日(小)必有
実績報告書	平成 31 年 4 月 10 日 (水) 必着
提出期限	十八 01 十 4 月 10 日 (小) 必有

7 留意事項

同一事業で複数年に渡る事業の場合は、原則3年を限度とし、申請及び審査は毎年行います。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途県社協と助成決定市町村社協で協議の上、定めるものとします。

9 申請書類の提出先・問合せ先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (かながわ県民センター12 階)

(福) 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部 地域福祉推進担当

TEL 045-312-4815 FAX 045-312-6307 E - mail tiiki@knsyk.jp